

XI 野生鳥獣の部

この部には、平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の1年間及び平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の1年間について、平成29年10月から平成29年11月までの間及び平成30年5月から平成30年6月までの間に実施した「野生鳥獣資源利用実態調査」の結果の北海道と全国の主な事項を収録した。

定義及び用語の解説

(1) 解体頭・羽数

食肉解体処理を行った頭・羽数。異常が認められて廃棄された個体は含まない。

(2) ジビエ利用量

食肉解体処理で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売に販売した食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード仕向け数量をいう。

(3) イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。

(4) シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。

(5) その他鳥獣

イノシシ、シカ以外の鳥獣をいう。（例：クマ、アナグマ、ノウサギ、カモ等）

(6) 解体処理のみの請負い

依頼者から食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいう。

(7) 自家消費向け

従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。

(8) ペットフード

愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの、又は原料として販売されたものをいう。

(9) 皮革

鳥獣の皮膚をなめしたものと及び毛皮で施設が直接販売するもののほか、皮革製品を製造するための原料として販売するものをいう。

(10) 鹿角製品（鹿茸等）

鹿の角を使ったナイフの柄やアクセサリ、鹿茸等で施設で直接販売するもののほか、鹿角製品を製造するための原料として販売するものをいう。